

武雄市新図書館構想について

前田勝之
なんとか株式会社

武雄市新図書館構想については、昨年5月の蔦谷書店代官山店での発表以来、様々な懸念や問題が指摘されてきており、図書館問題研究会、日本図書館協会、名指しはしていませんが日本文藝家協会等の団体も、それぞれの要望や提言等を行ってきています。

また、全国の図書館利用者や図書館に関わる方々も、懸念や問題点を指摘しており、要望計画の発表から半年を経過し、改修工事が開始された現在でも、様々な議論が行われているところです。

新図書館構想に関して指摘される懸念や問題点は、利用者を無視した計画の進め方をはじめとして非常に多岐にわたっていますが、Tポイントカードの導入に関する問題は、一地方自治体の公共図書館の問題に止まらず、全国の公共図書館の存在意義に関わる大きな問題につながるものだと考えます。

そこで、本稿では特にTカードによる購買履歴の収集について確認し、その様な仕組みが図書館に取り入れられることが「図書館の自由」にどのような影響をおよぼすかを検討してみたいと思います。

Tポイントカードについて

Tポイントカード(以下、Tカード)について、レンタル会員証にもなって、ポイントが貯まるカードという認識をされている方が

多い様です。

加盟店で買い物をした際に、レジでTカードを出すとポイントが付与されます。

この時、Tカードを運営するCCCは「誰が・いつ・どこで・何を」購入したという、個人の履歴情報を取得することになるのですが、この、CCCが履歴情報を取得するという点を意識している方は少ない様に思います。

履歴情報がその場限り、その店舗限りではなく、長期にわたって多くの場所で収集され続けることは、個人のプライバシーに深刻な影響を与えかねません。

「いつどこにいたか」という情報だけでも、長期にわたって収集されれば、その中からは、他人に知られたくない行動が見えてくる可能性が出てきます。

さらに「何を買ったか」という情報については、書籍や雑誌からは明らかにその人の興味が見えてくるでしょうし、好みの飲食物の傾向、食生活も見えてくるでしょう。

既に報道されている通り、ドラッグストアを通じて、医薬品を購入した際の医薬品名も収集されています¹。他人に知られたくない病気の治療のために薬を購入した人もいるでしょうし、妊娠検査薬を購入した未婚女性もいるでしょう。処方箋薬へのポイント履歴からは、その期間、通院して処方箋薬を処方される病気にかかっていたということが分かります。

CCCは、この様な個人の履歴情報を収集して、会員一人一人の「ライフスタイル分析」を行って、広告主にマーケティングのた

¹「Tポイントサービスに関する要望書」を提出、薬害オンブズパーソン会議、2012

め的手段を提供することを、事業目的の一つとしています。

具体的には、ファミリーレストランでお子様ランチを良く頼む利用者は、子ども向けの商品を買う可能性が高いと判断し、レジで近所の玩具店のクーポンを発行して来店を促すマーケティング手段²や、レンタルビデオの利用履歴や雑誌の販売履歴をもとに、例えば韓流タイトルを良く借りている人向け、ビジネス誌を購入している向けにダイレクトメールを送るといったマーケティング手段³を提供しています。

Tカードは、レンタル会員証やポイントカードであると同時に、こういったビジネスに利用するための個人の履歴情報を取得する道具でもあります。

「公営 vs 民営」という論点

新図書館構想について、特にマスコミ報道では、指定管理の是非や、「公営 vs 民営」という観点で取り上げられる機会が多いようです。

しかしながら、新図書館構想の問題が、「公営 vs 民営」の問題としてのみ取り上げられることは、本件特有の問題を見えにくくしてしまっていると考えます。

確かに、日本図書館協会の「武雄市の新・図書館構想について」で解明されるべきこととして取り上げられた、指定管理者制度導入の理由や、手続き、労働環境といった問題は無視できない問題ですし、公共図書館

全体に関わる大きな問題であると思います。

しかしながら、全国300近くの指定管理館と武雄市新図書館を同じ指定管理館と見て、「公営 vs 民営」の問題と見ることは果たして適当でしょうか。

これまでの指定管理館において指定管理者は公営館同様、図書館利用者の秘密を守ることを図書館運営にあたって当然の責務として業務にあたってきたはずですし、また、事業者全体としてみた際に、利用者の個人情報収集して利用したいという意欲を持った事業者が指定管理者となっているケースはないはずです。

しかしながら、武雄市新図書館の指定管理者となるCCCは、個人情報を収集し、分析して、マーケティング情報として提供することを事業の一つとしている事業者です。

CCC 増田社長は、「本のポイントビジネスを始めたのは、本の売り上げを伸ばしたいのではなく、本の購買履歴からその人の消費ニーズを察知したいから」⁴と語っていますが、興味があること・知りたいこと・困ったこと・悩んでいることは読書履歴に現れます。マーケティング上の価値は非常に高いでしょう。

読書履歴を事業に利用したいという意欲を持つ事業者が、公共図書館の指定管理者となることこそ、武雄市新図書館構想特有の問題だと考えます。

² カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 POS クーポン Media Sheet
http://www.ccc.co.jp/pdf/business/Pos_coupon_Media_Sheet.pdf

³ カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 T-DM Media Sheet
<http://www.ccc.co.jp/pdf/business/T->

DM_mediasheet.pdf

⁴ CCC 社長「カード事業で購買履歴データベース」、日経フォーラム 世界経営者会議 2006, 2006年10月24日
<http://www.nikkei.co.jp/hensei/ngmf2006/20061024d3k2401f24.html>

選択制ならば良いのか

利用者カードがTカードに完全移行することを強制されるわけではない様だし⁵、読書履歴は送らないと言っている様だから大丈夫なのではないかという主張があります。

しかしながら「図書館の自由が守られるためには、利用者の秘密が守られなければならない」という命題に基づけば、やはり、「図書館の自由」が侵されると考えます。

「利用者の秘密を守る」ことは、利用者個人のプライバシーが守られるということにとどまらず、「図書館の自由に関する宣言」において言明し、実践し、利用者の信頼を得ることを通じて、自由な資料の利用につながるものです。

仮に、図書館が利用者の秘密を守っていても、それを言明せず、また利用者から信頼されることがなければ、利用者は他人に知られたくない本を借りることをためらうでしょう。

実際に秘密を守ることと同様、利用者から「秘密が守られる」という信頼を得ることは、「図書館の自由」を実現する上で、不可欠のものだと考えます。

利用者の行動履歴を収集することができるTカードを利用者カードとして使い、個人情報収集する企業が運営にあたる公共図書館は、「秘密が守られる」という信頼を得ることができるでしょうか。

利用者にポイントが付与される際には、書名はともかくとして「いつ・誰が・武雄市新図書館で・何冊の本を借りた」という利用事実が収集されます。

「図書館は、読書記録以外の図書館の利

用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない」のではなかったのでしょうか。

会員規約に書いてあるのから良いという主張はあろうかと思いますが、果たして全ての利用者が行動履歴を収集されることとその影響を理解した上で、Tカードを使っているのでしょうか。ポイントを付けてもらえば、その日、その時間に、武雄市図書館を利用したという情報が記録され、分析、利用されるということを理解しているのでしょうか。さもないと、都度具体的に利用者に対してこういった説明をする必要があるのではないのでしょうか。

いずれにせよ、図書館業務の中で、利用者の利用事実を利用者以外に提供する図書館は、「宣言」からはかけ離れた存在と言わざるを得ないでしょう。

Tカードを使用しなければ、こういった心配とは無縁なのでしょうか。

情報公開請求を通じて入手した資料によれば、新図書館のシステムは、TSUTAYAでのレンタルと図書館での貸出が、シームレスに連携されたものとなる様です。

前述の通り、TSUTAYAのレンタル履歴は、CCCに収集され、分析され、マーケティングに利用されることとなります。同じシステムで図書の貸出を受け、利用者カードだけが違う。この状況で利用者は「秘密が守られる」と感じるのでしょうか。

市と指定管理者との契約で、読書履歴を収集することは禁止するとされています。

しかしながら、利用者が「秘密が守られる」という安心感を得るためには、「契約で

していたが、後に「選択制」とした。

⁵ 2012年5月4日に佐賀県庁で行われた市長の記者会見においては「完全移行」と

禁止している」と主張することで十分でしょうか。「情報を漏洩しません」と契約書に書けば、情報漏洩は起きないと安心できるでしょうか。信頼を得るためには、それを裏付ける取組みと仕組みが不可欠だと思います。

個人情報の収集を事業としている企業が運営にあたる図書館が、利用者から「秘密が守られる」という信頼を得られるかどうか。これは非常に難しい課題だと考えます。

他の公共図書館に与える影響

武雄市の新図書館構想が、他の公共図書館に次の様な影響を与えることを懸念します。

ひとつは、新図書館開館後に、これが「民営化の成功事例」として、マスコミ等に取り上げられ、「図書館の自由」をないがしろにした形での民間委託の推進につながることで。

もうひとつは、図書館利用者に対して、「図書館の自由」の存在感が低下することです。

新図書館は、この規模の図書館としては破格ともいえる7億5千万円の大規模改修⁶を行ってオープンし、スターバックスが入り、有償とはいえ新作のDVDが並び、販売とはいえ多くの雑誌が並ぶ。さらに、Tカードを出せばポイントが付きます。

図書館を無料貸本屋としてのみとらえた場合、これはなかなか魅力的ですし、そういった観点で報道する限り、あたかも素晴らしい図書館であるかの様な報道がなされることになるでしょう。

また、図書館利用者の多くが、これまでの利用体験を通じて図書館を無料貸本屋とし

てしか認識していないということも、残念ながら現実だと思います。その様な利用者にとっては、新図書館は魅力的な図書館に映るでしょう。

こういった中で、「図書館の自由」という公共図書館の存在意義の根幹にかかわる問題がないがしろにされたまま、武雄市新図書館が評価され、また、その様な図書館を望む利用が増えることは、図書館の自由を守る上で大変な脅威だと感じます。

図書館の運営にあたっている方々は、「図書館の自由」について、考え、実践し、また「図書館員の倫理綱領」を自らの倫理として、日々業務にあたっていらっしゃると思います。

一方で、「宣言」や「倫理綱領」の必要性や意義は、利用者にはどの程度伝わっているでしょうか。

私自身は、岡崎図書館事件や今回の新図書館構想を通じて、知る自由や民主主義を具現化する施設としての公共図書館は、「宣言」と共にあるものだと確信するに至りました。

しかしながら、多くの図書館利用者にとって、「宣言」はどの程度の存在感を持っているでしょうか。

宣言は利用者に理解されてこそ、その意義が発揮されるものだと考えます。

図書館が利用者の秘密を現実を守ることは当然として、利用者から「秘密が守られる」という信頼を得てはじめて、何でも借りられるという自由が成立するのではないのでしょうか。

この4月には、新図書館が開館すること

⁶武雄市:新図書館7億5000万円 大規模改修の工事概要を提示/佐賀, 毎日新聞

になり、新図書館に関してメディアで取り上げられる機会も多くなるでしょう。

その様な状況の中、改めて、「宣言」は図書館員だけのものではなく、利用者にも「図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験」してもらうことが重要になってきていると考えます。

最後になりますが、一図書館利用者である私に、本稿発表の機会を与えて下さった研究会関係者の方と本誌読者の皆様。この問題を考えるにあたって、様々な視点を与え、また実際の現場の状況をお教え下さった図書館員の方々。Twitterを中心にネット上で、新図書館問題とその周辺の問題について情報や論点を提供して頂いた皆様、各々に感謝いたします。